

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。
第八十八条の表中鳥取県立西部健康増進センターの項の次に次のように加える。

鳥取県立中部健康増進センター

東伯郡羽合町

第六百六十二条の表中

鳥取社会保険事務所

庶務課・徴収課・業務第一課・国民年金業務課

課・業務第二

を

鳥取社会保険事務所

庶務課・徴収課・業務第一課・国民年金業務課・国民年金

業務第二

に改める。

保険料課

附 則

この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次

のように定める。

昭和五十七年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中「社会教育センター」の下に「埋蔵文化財センター」を加える。

別表第一社会教育センターの項の次に次のように加える。

埋蔵文化財センター	次 長	所 長	教育長又は教育長の指名する課長
	係 長	係 長	
	右以外の職員	所 長	

附 則

この訓令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】